

27伊監第28号
平成27年11月13日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 伊藤 泰雄 殿
各執行機関の長 殿

伊那市監査委員

伊藤 穂波
登内 正史
飯島 尚幸

釣銭及び金庫内容物監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定により、釣銭及び金庫内容物監査を実施しましたので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり報告します。

平成 27 年度釣銭及び金庫内容物監査報告書

第 1 監査の期日

平成 27 年 10 月 5 日から 10 月 21 日

第 2 監査の対象

現金を扱っている課等 50 箇所

第 3 監査の方法

監査委員及び会計管理者、会計課と監査委員事務局が合同で 3 班をつくり、各課等の事務担当者立会いの下、以下の確認等を行った。

(1) 釣銭

レジスターまたは金庫等で管理をしている釣銭と「釣銭金額確認表」との突合により確認した。

(2) 金庫内容物

金庫等で管理している釣銭以外の現金、収入証紙、金券、預金通帳等と「金庫内容物確認表」との突合による確認を行い、事務処理方法等について聞き取り調査を実施した。

第 4 監査の結果

監査の結果、現金等の保管及び事務処理について、以下のとおり一部に改善を要する点が見受けられたので、早めの対応に努められたい。

なお、別紙「平成 27 年度 釣銭及び金庫内容物監査 各部署・施設の状況」にて、部署・施設ごとの監査結果を載せてあるので、合わせて確認されたい。

(1) 釣銭の扱いについて

ア 平成 20 年 5 月 13 日付及び平成 22 年 10 月 15 日付会計管理者通知「釣銭の金額確認及び金庫の内容確認について」により、「釣銭金額確認表」は毎日作成し、所属長の決裁を受けることになっているが、未記入や係長、所属長の決裁がない部署・施設があったので必ず毎日記入し確認されたい。

イ 釣銭（売上）の取り扱いは、特定の者に任せることなく必ず複数の職員が確認する体制とすること。特に所属長が不在の場合や出先機関等は、代理者が確認を行うように徹底されたい。

(2) 金庫内容物について

- ア 平成20年5月13日付及び平成22年10月15日付会計管理者通知「釣銭の金額確認及び金庫の内容確認について」により、「金庫内容物確認表」を毎月末に会計課へ提出することになっているが、未作成や未提出の部署・施設があったので徹底されたい。
- イ 使用料等の収入分や支払用の現金を金庫に保管する場合、長期間に渡り保管することのないように管理を徹底されたい。特に支払用の現金については一週間以内とすること。
- ウ 「金庫内容物確認表」に記入がないものが散見されたので、正確に記入されたい。また、公金と公金以外の現金を一緒に保管している部署が見受けられたが、公金以外の現金を金庫に保管することがないように徹底されたい。
- エ 公金を不明金として金庫に長期間保管している部署が見られたが、公金に対する意識が不足しているように思われる。また、コピー代など少額の収入分については、数日分をまとめて入金している部署も多くあり、管理が十分とはいえない状況である。現金についてはその日ごとの動きが把握できるように出納表の作成を検討されたい。